

第47回・第4期第5回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和2年2月27日（木）18：30～19：45
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第46回・第4期第4回）議事録 3 議事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 条例案について イ 条例案の説明資料について ウ 答申について 4 その他 5 閉会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、平原委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、 沖野委員、井山委員、中山委員、檜垣委員、西田委員、永崎委員、小西委員
開催形態	公開（傍聴人2人）

1 開会

事務局から、本日の出席者は14名、欠席者は4名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は2名であることを報告した（最終欠席者は5名）。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第46回・第4期第4回）議事録」の内容が確認され、案のとおり議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【条例案について】

事務局より、条例案について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア 総計との関連をこの条例で記載しなくてよいのか。

イ （事務局）第9条第2項に記載している。

ウ （会長）他にご意見がなければ、本日提示いただいた案で進めていただく。

【条例案の説明資料について】

事務局より、条例案の説明資料について、配布資料に基づき説明を行った。意見の

内容は以下のとおり。

- ア P4の地域コミュニティの説明文章の中に、「個人及び家族を構成主体として」と記載がある。「家族」という言葉に違和感があるが、なぜ記載されたのか。
- イ (事務局) 自治会は世帯加入であることから家族という言葉を使っている。まちづくり基本条例の逐条解説の記載を引用して記載している。
- ウ 逐条解説の記載の出どころは、昭和44年の自治省からの報告であり、そこにコミュニティとは何かという記載がされており、「家族」という言葉を使用している。家族という言葉を外すと別の定義になってしまう。
- エ (事務局) 自治省に設置された国民生活審議会・コミュニティ問題小委員会において、コミュニティの概念として記載がされている。
- オ 説明文に出典を記載してもよいかもしれない。
- カ P11に「まちづくり協議会には入会や退会といった考え方はなく」と記載がある。この点について、理解されていない自治会長の方がいる。どうしていけばよいか。
- キ (事務局) この条例を説明していく中で繰り返しお伝えしていくしかない。
- ク まちづくり基本条例第6条には「まちづくりに参加する権利を有する」とある。権利を放棄するのは差し支えない。
- ケ (会長) 義務か権利なのかどちらなのかということ。義務にしてしまうと逃げられなくなる。権利は関わりたいときは関われるが、関わらない人を追っかけていけないという意味も含まれている。まちづくり協議会には入会や退会という考え方がないということは今回作成する説明文にも書かれているので、この点について理解をされていない方にはこの説明文を読んでもいただくことがまず一つである。また、学生自治会、生徒会、児童会などと同じで、全員が所属はしているが、実態として役員を中心に頑張っていくという形に似ているのではないか。
- コ 会員という捉え方が間違っている。まちづくり協議会は協議する場であるので誰でも参加できる。だからこそ会費も取らない。まちづくり基本条例や市民参加条例には努力義務が記載されている。
- サ 構成員の説明文と条文の書きぶりを合わせた方がよい。
- シ 推進条例が不要という方もいる。このような方に対する対応策を取らなくてよいのか。
- ス (事務局) 6月に素案を作成して以降、自治会やまちづくり協議会に説明・意見交換を繰り返してきた。パブリック・コメントまでにこれだけ説明を繰り返してきたということは、促進委員会だけで条例案を固めてきたのではなく、ご意見をいただいた方たちとも一緒になって考えてきたということである。不要であるという方に対しては、条例案をまとめるためにこれだけ多くの皆さんと意見交換をしてきたということをご説明できると考えている。
- セ 不要という方はきっとパブリック・コメントには参加しない。市議会議員を通じて否定するのではないか。
- ソ (会長) 最終は間接民主主義のため、議会で決めていただくことになる。議会で

否決されるということはそういう判断をされたということを受け入れないといけない。

タ まちづくり協議会だけ「組織」と記載されていて、他は「団体」と記載されている。この使い分けはどのような基準であったか。

チ (事務局) まちづくり協議会が連携の場であり、各団体などが集まる場という性格をとらえて「組織」とするような議論が促進委員会にて行われたかと思う。

ツ (会長) P19 のフロー図には、「予定」と記載されている箇所などがあるが、随時更新されるということによいか。

テ (事務局) 正式に条例が策定され、逐条解説となる際は不要な表現は削除する。

【答申について】

事務局及び委員より、答申文案について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア 「まちづくり協議会の組織等の基本的なシステムについての規定を条例等で定めることが必要である」という部分は大事。太字にしてはどうか。

イ (事務局) 答申の際、その思いを市長に伝えていただけたらと思う。

ウ 「各まちづくり協議会で作成された『地域ごとのまちづくり計画』」という部分に、いつ作成されたかを記載した方がよい。

エ 地域ごとのまちづくり計画が策定された時期は各まちづくり協議会によって異なる。

オ (事務局) 前回の地域ごとのまちづくり計画を指していることが分かるように記載内容を検討する。

カ (会長) 「平成〇年～〇年に作成された」と記載すればよいのではないか。

キ まちづくり協議会によっては、計画策定後にまちづくり委員会というものを作り、市との協議を進めていたところもあったが、そういった協議を市も地域も実施しなくなった。

ク (会長) なぜ第4次総合計画に位置付けられたまちづくり計画が第5次総合計画では消えてしまったのかというと、第4次総合計画に位置付けられたまちづくり計画の内容が要望書のような部分があった部分があり、行政としても受け入れられない部分があったためである。しかしながら、もう一度協働を推進するため、改めてまちづくり計画を第6次総合計画では受け止めていくという姿勢を市が取ることになった。見直しの段階でしっかりと役割分担を行うため、室長級職員が地域に入りながら現在見直しを進めてきている。

ケ 前回の計画の際は、実行段階の話ができていなかったのではないか。

コ 第4次総合計画で行おうとしていたことが、今回の第6次総合計画でようやく行われることとなった。

サ 地域では、総合計画にまちづくり計画が記載されようとされまいと自分たちで進めていこうという雰囲気ができつつある。

シ かがみ文の「同」の使い方について整理が必要である。基本的には条例の正式名

称で記載をした方が分かりやすいのではないか。

ス (会長) すぐ近くに同じ記載がある場合は「同」を使い、それ以外は正式名称を記載するという整理でよいのではないか。

セ 「下記の点に留意して取り組むことを要望します」という記載を「下記の点に留意して協働のまちづくりに取り組むことを要望します」とした方がよいのではないか。

ソ (会長) その方が丁寧である。

4 その他

(1) 答申について

事務局より、答申日時の再周知及び出席者の確認。

(2) 「縁フェス」の協力のご依頼について

事務局より、開催延期となった旨の報告。

(3) 委員より、自治会だより等の紹介。

5 閉会

以 上